

第 19 章 一般的例外

第 1 条 一般的例外

1. 第 3 章から第 8 章（物品貿易、原産地規則、関税手続、衛生植物検疫措置、貿易救済措置及び貿易の技術的障害）までの規定の適用上、1994 年の GATT 第 20 条と解釈に係る注釈の規定は必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2. 締約国は人、動物、植物の生命又は健康の保護の為に必要な環境措置を含んだ 1994 年の GATT 第 20 条 (b) に関する措置を了解する。また、1994 年の GATT 第 20 条 (g) は有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない）の保全に関する措置に適用する。

3. 明確性の為、締約国は 1994 年の GATT 第 20 条 (f) に関する措置に歴史的又は考古学的な価値を持つ特定の史跡を保護し、又は国民的価値を持つ創造的な芸術を推奨する必要な措置が含まれることを了解する。

4. 第 12 章（サービス貿易）の規定の適用上、GATS 第 14 条（脚注も含む）は必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。締約国は GATS 第 14 条 (b) に人、動物、植物の生命又は健康の保護の為に必要な環境の措置を含むことを了解する。

5. 第 12 章（サービス貿易）の規定の適用上、この協定のいかなる規定も締約国が歴史的又は考古学的な価値を持つ特定の史跡を保護し、又は国民的価値を持つ創造的な芸術を推奨する必要な措置を採用又は実施する事を妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又はサービス貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用してはいけない。

第 2 条 安全保障のための例外

1. この協定のいかなる規定も次のいずれかの事項も定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、公表すれば自国の安全保障上の重大な国益に反するその締約国が認める情報の提供又は参照を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障の重大な国益の保護の為に必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。

(i) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物、原料の取引及び関連するサービスの提

供に関する措置。

(ii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置。

(iii) 核分裂性若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置。

(c) 締約国が国際平和及び安全の維持の為、国際連合憲章に基づく義務に従って執る措置を妨げること。

2. 第 1 項 (b) 及び (c) の措置が執られ、又はそれらが満了した場合、委員会に最大限可能な限り通報するものとする。

第 3 条 国際収支の擁護のための措置

1. 締約国が国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずる恐れのある場合には、締約国は資金の移転又は支払を含む物品又はサービス貿易に対する制限を課し、又は維持することができる。

2. 第 1 項の制限に基づいて、採用し若しくは維持する制限は、次の要件を満たすものとする。

(a) 世界貿易機関協定、国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(c) 第 1 項に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり第 1 項に規定する状況が改善していくに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) 無差別に適用すること。

1. 締約国は第 1 項の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済部門を優先させることができる。ただし、特定の部門を保護する為に当該制限を採用し又は維持してはならない。

2. 第 1 項の規定に基づいて一方の締約国が採用し若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

3. 第 1 項の規定に基づいて締約国が採用し若しくは維持する制限について、他の締約国に対して採用又は維持されている措置について検討する為の協議を速やかに開始しなければならない。

第 4 条 租税に係る課税措置

1. この章の規定の適用上、

租税協定とは二重課税の回避に関する協定その他の租税に関する国際協定又は国際取り決めをいう。租税に係る租税措置は第 2.1 条（一般的定義）の「関税」を含まない。

2. この章に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については適用しない。

3. この協定は 1994 年の GATT 第 3 条に基づいて与えられ又は課される権利又は義務に対応する場合の租税に係る課税措置並びに GATS 第 1 条及び 14 条 (d) を適用可能なサービスに関してのみ権利を与え義務を課す。

4. この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定の基づく両締約国間に効力を及ぼす権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、後者が優先する。租税協定が両締約国に及ぶ場合、当該協定に基づく権限のある当局がこの協定と当該租税協定との間のあらゆる抵触が存在しているか否かを決定する唯一の責任を持つ。

第 5 条 ワイタング条約

1. 当該措置が、他の締約国に対し恣意的又は不当な差別の手段、及び物品又はサービス貿易において偽装された制限となるように措置を公使しないことを条件として、この協定のいかなる規定もワイタング条約に基づき義務の遂行を含むこの協定の対象となる事項に関してマオリに対してより優遇された措置を与えることを必要と見なす措置のニュージーランドによる適用を妨げるものではない。

2. 両締約国はワイタング条約に基づき生じる人権の本質又は義務を含むこの条約の解釈がこの協定の紛争解決処理条項において対象にならないことを同意する。第 15 章（紛争解決）は、その他の点ではこの条項に適用される。

3. 第 15.6 条に基づき設置された仲裁裁判所にブルネイ・ダルサラーム国、チリ、シンガポールは（規定 1 に係る）いかなる措置がこの協定に基づき権利に適合するものであるか否かだけを決定するよう要求できる。